平成２１年（フ）第１００１９号
大阪市中央区日本橋２丁目12番28号　和光マンション601
債務者　宮里　恭子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２４号
大阪市東淀川区南江口３丁目１番２―202号
債務者　乾　千奈美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２７号
大阪市中央区瓦屋町２丁目16番25号　Ｎ．Ｂ瓦屋町702
債務者　原本洋一こと　黄　　洋一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２９号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目１番10―401号
債務者　谷本　博子（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００３５号
大阪市中央区安堂寺町１丁目２番８号901
債務者　小竹美奈子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００４４号
大阪市港区弁天５丁目11番６号　エスポアール・ベンテ201号
債務者　伊勢間卓美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１２７号
大阪市住吉区苅田２丁目16番５―205号
債務者　田渕久仁子（旧姓赤尾）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１３８号
大阪府摂津市香露園10番16号
債務者　平家　右子（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１３９号
大阪市中央区安堂寺町１丁目３番18号　メゾンルージュ谷町404
債務者　葭谷　勝史
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１４２号
大阪市住吉区千躰２丁目６番６号　第１千躰マンション401号
債務者　上原　妙子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１５９号
大阪市東淀川区小松２丁目９番16―307号
債務者　鈴木　英雄
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１６１号
大阪府寝屋川市御幸西町14番11―205号
債務者　福原　智重
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１６２号
大阪府寝屋川市御幸西町14番11―205号
債務者　福原　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１６３号
大阪府茨木市舟木町13番11号
債務者　田邊　義之
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１６４号
大阪市城東区今福東１丁目14番18―708号
債務者　古屋由美子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１６５号
大阪府門真市寿町９番７号
債務者　豊田　里香（旧姓魚住・太田）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１６８号
大阪市平野区瓜破西１丁目７番３―205号
債務者　増永　淳一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１８６号
大阪市住之江区新北島７丁目２番27―205号
債務者　森　　信樹
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部